

適用拡大登録のご案内

令和2年9月

農林水産省登録
第23000号

除草剤 モーティブ乳剤 ジメテナミドP・ペンディメタリン乳剤

令和2年9月30日付けで、以下のとおり適用拡大登録されました。

- ・作物名「たまねぎ」の使用時期「定植後（雑草発生前）但し、定植30日後まで」が「定植後（雑草発生前）但し、定植45日後まで」に変更されました。

【変更事項（変更該当作物のみ抜粋）：太字下線部】

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量		本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	ジメテナミド及びジメテナミドPを含む農薬の総使用回数	ペンディメタリンを含む農薬の総使用回数
				薬量	希釈水量					
たまねぎ	一年生雑草	定植前 (雑草発生前)	全土壌 (砂土を除く)	200~ 400 mL/10a	100 L/10a	1回	全面 土壌 散布	全域	1回	1回
		定植後 (雑草発生前) 但し、 定植45日後まで								

使用上の注意事項などについては、製品に貼付されているラベルを参照のこと。

さらに詳しい情報を知りたい方へのお知らせ

【フリーダイヤル】 ☎0120-014-660 【ホームページ】 <https://crop-protection.basf.co.jp/>

BASFジャパン株式会社

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町3-4-4 OVOL日本橋ビル3階 ☎0120-014-660

●情報提供の目的で弊社よりダイレクトメールを送付しております。ご不要の場合はお手数ですがフリーダイヤルまでご一報ください。